

平成29年度 第2回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成29年10月5日（木）
14時00分～16時45分

2 場 所 第1庁舎3階庁議室

3 出席者 北川会長 土屋副会長 矢内委員 小谷委員
井田委員 金子委員 鈴木委員 岡田委員
青木委員 押田委員 廣田委員 宮前委員

事務局 山田総合政策部長
飯塚企画政策課長
佐々木男女共同参画室長
石川主事
記録 福島

4 議 題

(1) 『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく推進計画策定についての建議に盛り込む内容について

(2) その他

5 概 要

(飯塚企画政策課長)

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。平成29年度第2回流山市男女共同参画審議会を開催いたします。はじめに、総合政策部長よりごあいさつ申し上げます。

(山田政策部長)

本日はお忙しい中、平成29年度第2回流山市男女共同参画審議会にご出席いただきありがとうございます。

女性の活躍を着実に前進させるために、平成32年度からの「第4次男女共同参画プラン」と一体とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の策定を予定しています。推進計画の策定に向けた意見を皆さんからいただき、そ

の意見を建議という形で市長に提出いただきたいと思います。本日は、その議論をいただくものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(飯塚政策課長)

本審議会会長であります、北川会長からご挨拶を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

(北川会長)

皆さま、こんにちは。本日は建議書のたたきを基に議論をいただき方向性を決定していきたいと思っておりますので、活発なご意見をお願いします。最終的には1月に市長に建議書を提出する予定になっていると思っております。

流山市の男女共同参画、また、女性が活躍できる社会になりますよう、英知を結集して建議書を作成し、さらには、平成32年度からの次期男女共同参画プランに向けての下準備も合わせてしていきたいと思っております。本日は、よろしく申し上げます。

(飯塚政策課長)

北川会長、ありがとうございました。

これからの議事進行につきましては、流山市附属機関に関する条例の規定に基づきまして、北川会長に申し上げます。

また、本日の審議会の終了時間はおおむね午後4時とさせていただきます。

(北川会長)

議題に従いまして、議事に入らせていただきますが、その前に本日の審議会の出席状況について、ご報告申し上げます。

本日の会議には、審議会委員13名中、12名の方にご出席いただいております。流山市附属機関に関する条例第5条第2項の規定の委員の半数以上の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告します。

事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

本日の資料のご確認をお願いします。

- ・ 会議次第
- ・ 建議書(案)
- ・ 第1回審議会にお送りしている「資料2」、「資料3」

本日の資料は、以上になります。

また、本日はプロジェクターを用意しております。建議内容

を随時反映させていきますので、よろしく申し上げます。

(北川会長)

議題(1)『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく推進計画策定についての建議に盛込む内容について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

流山市の男女共同参画をよりいっそう推進するため、さらに、女性の活躍を着実に前進させるため、平成32年度からの「第4次男女共同参画プラン」と一体とした『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』に基づく推進計画(以下、女性活躍推進計画)の策定を予定しています。このことに伴い、当審議会から、女性活躍推進法に基づく推進計画策定に向けた、ご意見をいただきたく、「女性活躍推進法に基づく推進計画についての建議」の提出をいただきたいことを、第1回審議会で説明をさせていただきました。第1回審議会で出された意見等を参考に、事務局において建議書(案)を作成いたしました。

建議書(案)には、提出の趣旨と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の施策等についての2項目を掲載しています。施策には、第1回審議会で意見が出された「情報公開」、「えるぼし認定支援」、「公共調達の実績」に加え、「支援」と「ワーク・ライフ・バランス」を加えた5項目としました。

(北川会長)

事務局から、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定についての「建議書(案)」について説明がありました。

「1 建議書提出の趣旨」から検討してまいりたいと思います。ご意見などがありましたら、お願いします。

(宮前委員)

最後の部分の文言がはっきりしない気がしますので、下から2行目の「女性の職業生活における」以下の文言を「女性活躍を推進する計画・策定を行ない(1)女性活躍推進の目標を設定し(2)方針の明示、推進体制を整備・実行できるよう、建議します。」としたほうが、今から何をするのかはっきりする気がします。

(押田委員)

宮前委員から提案のあった(1)、(2)を努力目標みたいな形で、2の部分に加えたほうがわかりやすい気がします。

(青木委員)

文章が長くなるで「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり実施法と位置づけられており、市町村は、」を「実施法と位置づけられております。市町村は、」にしたらどうですか。

(井田委員)

1は建議の意義を説明する部分なので、原文のように広く捉えられる形にし、提案のあった(1)(2)は下の2に入れれば良いと思います。

(押田委員)

2の記載の方法を「(1)目標設定(2)施策の内容(3)推進体制の整備」にする方法もあると思います。(1)を「女性活躍推進の目標を設定し」にし、(2)に施策項目を掲載、(3)を「方針の明示、推進体制を整備・実行」にします。または、目標と推進体制については記載しない方法の2通りがあると思います。審議会としては、しっかり記載したほうが良いのではないのでしょうか。

(北川会長)

事務局として、「目標値の設定」や「推進体制」についてはどうですか。

(事務局)

女性活躍推進の目標の設定に関しては、第4次男女共同参画プランに目標値を設定して作成をする予定です。推進計画は第4次プランと一体型で策定をするので、施策の目標数値を設定することは可能だと思います。

(北川会長)

目標値の設定については可能ということです。

(事務局)

推進体制の整備に関しては、女性活躍推進法では市町村に協議会の設置を努力義務で設けています。この協議会は、男女共同参画審議委員が協議会委員を兼任することが出来ません。委員の選考については現在白紙の状態です。

(北川会長)

計画を策定して、実行するには協議会が必要になりますのでよろしくお願いします。

(青木委員)

「資料3」の22ページに協議会についての記載があります。

(事務局)

流山市の男女共同参画を推進にあつたて、市長を本部長とした推進本部が庁内にあります。同じように庁内の推進体制の組織を作る事は可能です。

(押田委員)

2に「女性活躍推進の目標を設定」と「推進体制を整備」を記載し、最終的には「協議会の設置が望ましい」との内容を盛り込んだ方が良いと思います。

(北川会長)

宮前委員の提案項目を2に記載したほうが良いのではという意見がありますが、宮前委員いかがですか。

(宮前委員)

「法律で決まったので流山市でも何か実施して下さい。」という曖昧な内容に取れたので、提案をしました。企業では具体的に目標設定し方針と体制を設定することは当たり前です。これを1の趣旨に記載するのが厳しいのであれば、2に記載でも良いです。

(押田委員)

推進の目標の「目標」は、何人や何社など具体的な数字をイメージしていますか。

(宮前委員)

流山市として女性活躍推進法をどのように捕らえ、どのように進めて行くというゴールを決める意味での目標です。具体的な数字ではありません。

(事務局)

推進計画は市役所市職員を対象とした計画ではなく、企業や市民向けの啓発を促す計画です。一般企業や市職員を対象とした計画であれば「女性の管理職の割合を何%にする」などの目標値を計画に設定できます。しかし、啓発が主になると、例えば「ワークライフバランス推進の為の講座を実施します」、「講演会を実施します」などになると思います。

(宮前委員)

そのような形で良いと思います。一般企業や市民に対して流山市としてどのようなことをしていくのかを示す形で良いと思います。

(事務局)

企業向けとしては、市内の企業のほとんどが中小企業のため「中小企業も推進計画を設定するように働きかけます。」などになると思います。

(宮前委員)

流山市は人口も増えてきたので若い世代やファミリーなど行政の方向感に期待することがあると思います。それとリンクするように方向感を同じベクトルで打ち出していければ最終的には市の発展につながると思います。

(北川会長)

指針のようなものにあたるので、(1)の「女性活躍推進の目標を設定し」を1の趣旨に掲載したらどうですか。また、女性活躍推進の目標は数値目標と混同しないように区別した方が良いでしょう。(2)は2に掲載をするではどうですか。

(青木委員)

「流山市においても」以下の文言を「流山市の女性活躍を推進する指針を設定し、活躍の推進に関する施策の計画を策定されるよう建議します。」としてはどうですか。

(押田委員)

「女性活躍」ではなく「女性の活躍推進」ではないですか。

(宮前委員)

内閣府男女共同参画局のホームページでは「女性活躍推進法」と省略して使っていますので、「女性活躍」でも良いと思います。

(北川会長)

「流山市の女性活躍を推進する指針を設定し、活躍の推進に関する施策の計画を策定し、実行できるよう建議します。」ではどうですか。

(廣田委員)

計画に指針が入ってくるので、「流山市の女性活躍を推進する指針を策定し、実行できるよう建議します。」はどうですか。

(青木委員)

「指針を策定し、」を「指針に基づき計画を策定し、」にしてはどうですか。

(北川会長)

流山市が何をすることが一番大切なことになるので、「指針に基づき計画を策定し、」のほうが良いと思います。

(鈴木委員)

指針はこれから作成すると思うのです。この文章だけ読むと指針が既にあるように読めます。

(廣田委員)

何かの指針を指していて、それに基づいて計画を策定するように読めます。

(北川会長)

「指針及び指針に基づき計画を策定し、」ではどうですか。

(鈴木委員)

全体的に見ると、初めの2つは「提言して参りました。」「位置付けられております。」と事実関係の羅列しているので、文章として違和感があります。「提言してまいりました。」次に、「実施法として位置づけられているから計画を定める必要があります。従って、流山市においても計画を策定してください。」としたほうが文章として良いと思います。

(北川会長)

一旦、文章を整理しますので、事務局修正後の文章の読み上げをお願いします。

(事務局)

－文章読み上げ－

(北川会長)

今、事務局から整理した文章を読み上げていただきましたが、もう少し主観的な表現方法はありませんか。特に第2パラグラフの積極的な表現のご提案はありませんか。

(青木委員)

「流山市においては」と「女性の活躍を推進する指針を策定し」の間に「何のために」ということを書いたら良いと思います。例えば「流山市においては、女性の参画や活躍を積極的に推進するために」です。

(押田委員)

「流山市においては、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するために」でも良いと思います。

(宮前委員)

「流山市においては、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するために」はいかがですか。

(北川会長)

「市町村は」を「流山市は」に変更し、「推進計画を定めるよう

努める必要があります、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するために」を「推進計画を定める必要があります。従って、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するために」にしますか。

(廣田委員)

法律ではそういっているけど流山市は定めるのです、と私たちが言うのであれば、「努める必要があります。」ではなく、「定める必要があります。」と私たちは言っても良いのではないのでしょうか。あと、1箇所気になるのですが、「男女共同参画社会の実現を推進」という言い方をしますか。

(北川会長)

「実現の推進を図るために」とは言います。

(廣田委員)

「実現するために」または「実現を図るために」のほうが良いと思います。

(宮前委員)

「定める必要があります、」より「定める必要があります。」の方が当審議会のカラーが出て良いと思います。

(北川会長)

事務局、再度読み上げをお願いします。

(事務局)

－文章読み上げ－

(北川会長)

ありがとうございます。事務局から、整理した文章を読み上げていただきました。この内容でよろしいでしょうか。

(青木委員)

「建議します。」の主語を入れた方が良いと思いますので、「従って、我々男女共同審議会は、男女共同参画社会の実現を図るため」にしてはどうでしょうか。

(北川会長)

誰が建議をするのかという点では加えたほうが良いです。

時間の関係もあるので、1についてはこの案とし、次に進みたいと思います。

「2 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画の施策等について」以下の部分について検討をしていきたいと思います。

(青木委員)

(3)の公共調達の部分ですが、「女性従業員の雇用」についてはもう一步踏み込んで「女性管理職について」などの記載に出来ませんか。「女性従業員の雇用」だけでは、法律と見比べて物足りなさを覚えますが、皆さんはいかがですか。

(宮前委員)

企業においては採用者に占める女性労働者の割合を公表することになっていて、厚労省のホームページにも公表されています。「採用した労働者の女性労働者の占める割合」「採用における男女別の競争倍率」「採用における競争倍率の男女比。男性を1とした時の女性の倍率」「男女の平均継続勤続年数の明示」「採用10年後の雇用の割合」等という細かい部分が企業には求められており、厚生労働省のホームページで公表されています。どこまで踏み込むかという問題があります。

(青木委員)

資料3の15ページに「公共調達を通じた女性の活躍推進」と基本方針に書かれています。国の指針では「女性の活躍に積極的かつ主体的に取り組む一般事業主」とあります。「女性の雇用」に積極的に取り組んでいる企業が「女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組んでいる一般事業主」になるわけです。「雇用」というだけでは、10年前という感じがします。今、国で言われている女性活躍とは「管理職割合」なども入っています。ただ流山市の企業に、そこを求めては難しいということで、このように「雇用」と書かれているのでしょうか。

(北川会長)

内閣府の「女性の活躍推進にむけた公共調達」の中には「ワーク・ライフ・バランス」も書かれています。雇用と内実が伴ってなく、入り口部分しか触れていないので足りないということであれば「ワーク・ライフ・バランス」の言葉を加えてはいかがでしょうか。他に評価項目に加える良い表現はないでしょうか。

(青木委員)

評価項目なので加算になると思います。それならば、千葉県で実施している中小企業向けの「社員いきいき元気な会社宣言企業」を取っていたら加点するなどの方法もあると思います。市内でも取っている企業があるとお聞きしています。

(事務局)

千葉県で実施している「社員いきいき元気な会社宣言企業」に

登録している流山市内の9事業所が登録をしています。内訳として、製造業1社、運輸業1社、それ以外の7社は医療・福祉関係病院、介護施設です。

(青木委員)

どのような基準で登録できるのですか。

(事務局)

育児・介護休業への配慮など仕事と生活の両立支援に取り組む企業、多様な働き方ができる企業、地域社会の子育て支援に協力している企業などが登録できます。千葉県商工労働部雇用労働課が申請を受けています。

(青木委員)

流山市に本社がある企業を考えたときに、ほとんどが300人以下の企業ですので、「えるぼし」等の獲得の推進は厳しい現実だと思います。しかし、「社員いきいき元気な会社宣言」を商工会議所や行政の警鐘を通じて周知して「社員いきいき元気な会社宣言」をしてもらうためのインセンティブとして「公共調達」における評価にプラスするという事はあっても良いと思います。一つの例として、このようなものを入れても良いと思います。「女性従業員の雇用」だけでは足りないと思います。

(宮前委員)

企業においては一般的にクリエイティブアクションといいますが、雇用だけではなく、女性に積極的な機会を与える取組みとしていろいろなパーツはあるのですが、そのプランを考えるのは各企業のアイデアとなります。「雇用」についてもそうですが「男女雇用機会均等法」で登用させるとか、長期的に継続勤務いただく等、そういう所だと思います。それをもっと「えるぼし」等と進むと「女性の管理職率が何%」などとの指標が入ってきます。そうなるとう厳しいとなると「ポジティブアクション」というキーワードを使用しても良いと思います。

(北川会長)

「女性従業員の雇用」というよりも「女性のためのポジティブアクションを評価項目に加えていく」とした方が良いかもしれませんね。具体的なものは計画に加えていけば良いと思います。

(事務局)

今現在の「公共調達」における流山市の加点の対象の項目に「女性従業員の雇用」があることを推進計画に明記しなさい。という

意味で（３）を記載しています、現在の流山市の「公共調達」の加点基準は「女性従業員の雇用」です。

（青木委員）

そうであれば、「明記されたい。」の後に「加えてポジティブアクションを評価項目に加えていただきたい。」としたら良いとおもいます。

（鈴木委員）

評価項目に加えるという事は、どの程度のハードルがあるのですか。

（廣田委員）

「公共調達」ではすでに決まっている項目がある訳ですよ。そこに新たに追加するということは、ハードルが高くないですか。

（鈴木委員）

現実的加えるのが可能なのですか。

（廣田委員）

公共調達に加えることが可能かは、後ほど確認していただいたらいかがですか。

（押田委員）

実効性がないことを記載してもあまり意味がないと思います。

（青木委員）

あまり影響はないと思います。しかし、「研修を受けてください」等と言う時に「公共調達における評価項目にもあります。」とのお誘い文句にはなると思います。「そんな事はわが社には関係ない」となってしまった時に評価項目にも反映されるなら出席しようとなるという違いはあるかと思えます。

（押田委員）

やはりマイナスにしないとまずいと思います。こういう会社とは取り引きしませんとのラインがあって、入札業者には２～３年かけて計画表を出してもらい、達成すれば評価します。達成しなければ入札資格もありません、等のマイナスの効果を大きくしなければ、皆さん振り向かないと思います。

（青木委員）

そんな事をしたら、東京の企業にすべての公共事業をもっていかれてしまうと思います。

（押田委員）

それは流山の女性の活躍を推進するためには仕方のないことで

はないでしょうか。

（山田政策部長）

押田委員の提案は、かなりハードルの高い話しです。流山市はほとんどが中小企業なので、市からの発注が1年ないにつぶれてしまう企業がたくさん出てきてしまいます。今は「女性従業員の雇用」という事で点数に加算されています。ほとんどの入札参加企業が女性の雇用はされています。ただ実態としてまだ土建業などは女性従業員のいない所もあるので、ここで新たな項目を追加してハードルを上げすぎると、それに対して中小企業から参加できないとの反発が考えられます。

（押田委員）

その中でも我々は「女性活躍」という事を企業側に忘れないで欲しいという事になります。時間のかかる話しだとは思いますが、盛り込んだ方が良くと思います。従業員の数だけでなく、ステップアップをさせなくてはいけないという事を盛り込みたいです。

（事務局）

第3次男女共同参画プランでは、公共調達に関する施策の明記がありません。したがって、次期の第4次プランにはきちんと施策として位置づけ、計画に明記するという趣旨です。

（北川会長）

現在、「女性従業員の雇用」という事で評価項目に加えていますが、次の計画にきちんと明記すること。それがないと次に進めないということですね。

（青木委員）

「明記し、評価項目についてポジティブアクションを追加することを検討されたい。」は、どうですか。

（宮前委員）

（3）はそのまま修正しないで、（4）に「個性と能力を発揮して活躍できるように、ポジティブアクションを推進していくように、さらなる支援に努められたい。」としたらどうですか。

（青木委員）

公共調達の話しでいえば、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で行政ができることは、情報公開と公共調達の2つだと思います。どのような基準で何をやるのかだと思います。流山市の現状を鑑みるに「女性従業員の雇用」と入れるのが一杯だとは良く分かります。しかし、次期計画に明記だけにすると

その次はそれから5年後になると思います。通算すると7年後になってしまいます。本当にそれで良いのかという現実論と理想論とのギャップがあります。

私は評価項目に加えられればベストだと思いますが、難しいのであれば、流山市の公共調達にかかわる入札に行く事業者さんがポジティブアクションに関心を持って、わが社でも何かやってみようと思う何かしらのインセンティブがどう打ち出せるかだと思います。その為に私たち審議会で何ができるかを真摯に考えるべきだと思います。忙しくて従業員もいなくて、現場中心にやっている人たちを研修に呼んでくるのはすごく大変なことだと思います。商工会議所のセクハラセミナー等もなかなか人が集まらないのが現実です。そういった方々にどう興味を持ってもらうかが大切だと思います。

(宮前委員)

各企業が背丈に応じた女性活躍の推進における行動計画を作成し実行する事が、千葉県における「千葉県社員いきいき元気な会社宣言」だと思います。各企業が独自のアイデアでやっていきますと宣言するだけです。その審査は「えるぼし」ほどハードルは高くないです。少し背伸びをして取り組んでいきますという宣言を集めるのが目的です。

(青木委員)

「千葉県社員いきいき元気な会社宣言」を流山市も推奨したらいかがでしょうか。

(事務局)

昨年度、一昨年度と商工会議所で実施した男女共同参画関連の研修会でも紹介をしましたが、あまり浸透していないのが実情です。

(押田委員)

「えるぼし」の取得は難しいのですか。

(宮前委員)

「えるぼし」は星一つ、二つ、三つと段階がありますが、とても難しいです。もうひとつ「くるみん」もありますが、大手広告代理店の問題が出てから、認定基準が厳しくなり、残業などに関してはとても厳しくなっています。

(青木委員)

「えるぼし」「くるみん」の一番低い段階であっても、中小企業

が取得するのは厳しいと思います。事業者の講評をはかるのは「千葉県社員いきいき元気な会社宣言」のようなものを入れて、講評するだけでなく、事業者は積極的に取りたくなるようなピーアール、例えば「男女共同参画に積極的な地元企業の紹介」のような欄を市のホームページに載せる等もあると思います。

（北川会長）

「えるぼし」「くるみん」「社員いきいき元気な会社宣言」など追加して記載したらいかがですか。

（押田委員）

国や地方公共団体の「お墨付き」という意味ですね。例示で「えるぼし」「くるみん」「社員いきいき元気な会社宣言」等を記載すればよいと思います。「流山市いきいき企業宣言」のように将来的に流山市でもできれば理想ですね。

（青木委員）

現状、流山市は女性の創業に力を入れてやっていますが、それを何の根拠がなく優遇されていると、市内の商工事業所から反発もあるようです。「流山市いきいき企業宣言」を公にすることで、例えば市民祭りで良い場所を優先する等も少しはできるのかと思います。

（宮前委員）

地方公共団体からの認定企業の意味ですよ。

（北川会長）

別の項目はいかがですか。

（押田委員）

（1）の「女性の活躍は優秀な人材確保につながるなど」は「様々な情報提供に努められたい。」にかかるとはですか。「女性の活躍は優秀な人材確保につながるなど」は例示になります。

（鈴木委員）

そもそもそうなのかとの疑問もでてきます。「女性活躍」と「優秀な人材」はつながらない気がします。

（北川会長）

「女性の活躍は優秀な人材確保につながります」という情報を事業者に伝えたいということではないでしょうか。

（青木委員）

「女性の活躍は優秀な人材確保につながります」が唐突なので、「女性の活躍は事業者にとって有益と認識できるよう、様々な情

報提供（優秀な女性の人材の確保のつながる等）」とした方が、良いと思います。

（宮前委員）

「女性の細やかな仕事の進め方や、目配りなどは企業の活動においても有益です」ということだと思います。基盤が確立されてひいては優秀な人材の確保につながります。というプラスのスパイラルの意味だと思います。

（押田委員）

市はどのように情報を得るのですか。取材をしなくてはならないと思いますが。

（事務局）

市が企業に対して情報を発信するという意味です。あらゆる分野で紹介はしていきます。「結ながれやま」などの啓発紙も年1回、発行していますので、活躍している女性のいる企業なども紹介していく事も可能です。

（宮前委員）

「優秀な人材確保につながるなど」の部分は削除して良いと思います。

（青木委員）

（４）の「女性がその個性と能力を発揮して活躍できるように、」の後に「企業がポジティブアクションの推進をできるよう」を加えたほうが良いと思います。

（岡田委員）

（４）はそういう意味なのですか。市が「女性に対する支援に努める」ということなのかと思いました。

（廣田委員）

私も（１）から（３）は事業者に対してで、（４）（５）は市が市民に対して支援を続けていくという意味だと思います。したがって、「ポジティブアクション」という言葉だと限定されてしまうと思いますので（３）に「ポジティブアクション」を加えてはどうですか。

（宮前委員）

それでは（３）を残すと、「評価項目」の部分が「女性従業員の雇用」だけでは弱いのでは、という議論になったのでしたね。

（廣田委員）

「将来的に検討されたい」ということです。

(押田委員)

「評価項目にポジティブアクションの採用についても検討されたい」はいかがですか。

(廣田委員)

どの事業者も設定しているものなのではないでしょうか。ポジティブアクションを設定していない事業者にはプラスがないという事ですか。

(北川会長)

そこまで拘束はしていないということだと思います。

(青木委員)

「評価項目」に入れるとなると厳しすぎると思います。「ポジティブアクション」という言葉では曖昧で、入札企業が困ってしまうので「女性従業員の雇用」は明確なので、明確な言葉にしたほうが良いと思います。

(北川会長)

「ポジティブアクションの採用」の「採用」を削除したらいかがですか。

(廣田委員)

「ポジティブアクションについても検討されたい」というのはどのような意味ですか。

(宮前委員)

「雇用」だけでなく「昇進」や「女性活躍においていきいき宣言」のようなものです。

(3)「計画に明記し、今後は」としたらどうですか。

(土屋副会長)

そうすれば、「評価項目」にかからなくなります。

(青木委員)

「ポジティブアクション」という言葉ではなく「今後はさらに積極的な項目を追加することについても検討されたい」はいかがですか。

(土屋副会長)

「公共調達における評価項目に「女性従業員の雇用」を加えている」と明解になります。

(鈴木委員)

「加えている」ということ、設けたということですか。設けたのであれば、いつ設けたのですか。

(事務局)

平成21年に新たに加えたので「加えて」という文言を使っています。

(鈴木委員)

平成21年からであれば、「設けている」が良いと思います。

(北川会長)

計画の部分はよろしいですか。

(事務局)

この「推進計画」は次期男女共同参画プラント一体型になりますが、今回は「女性活躍推進計画」です。表紙は「第4次男女共同参画プラン」となり、その中の一文で「このプランは女性活躍推進計画法に基づく推進計画と一体しているものです」との一文を明記するイメージです。

(土屋副会長)

「当該計画」としたら良いと思います。

(青木委員)

「女性従業員の雇用」が現代社会においてももう一步踏み込んだ評価項目があっても良いのではないかと思います。今回は無理でもそちらの方向に向かってやっていこうというニュアンスを残したいと思います。

(土屋副会長)

「ポジティブアクションにかかる評価項目設定を」はいかがですか。

(宮前委員)

そこまで言い切って良いのですか。厳しくはないですか。

(北川会長)

審議会としての希望は「評価項目の設定」ですが、今回は「検討されたい」にすることでどうですか。

最初に話題に上がった「推進体制の整備」は必要ではないですか。

(宮前委員)

(4)の「活躍できるように、さらなる支援に努められたい」の箇所ですが、「活躍できるように女性活躍推進目標を設定し、さらなる支援に努められたい」にしたらどうでしょうか。

(青木委員)

(4)は市民に対する支援を想定されているとの事なので、そ

のように明記した方が良いと思います。

(1) は事業者。(2) も事業者の公表。(3) は行政の公共調達。
(4) は何の話となってしまうので、「女性はその個性と能力を發揮して活躍できるよう女性活躍推進目標を設定し、市民に対するさらなる支援に努められたい。」

(宮前委員)

「市民に対するさらなる支援」としたほうが良いと思います。

(鈴木委員)

(4) にだけ「目標」という文言をなぜ加えますか。すべて目標だと思います。「目標」はリード文に入る言葉だと思います。

(青木委員)

「女性はその個性と能力を發揮して活躍できるよう、市民に対するさらなる支援に努められたい。」ではどうですか。

(岡田委員)

女性全体の職業に対する支援と言う法律で事業者向けが多いのですが、働きたいけど働けない方、自営業の方、農業に従事している方に対しても市は応援しますということ盛り込んで欲しいので、(4) をもう少し書き加えていただきたいです。

(北川会長)

「女性はその個性と能力を發揮してあらゆる分野で活躍できるように」としたらどうですか。

(土屋副会長)

市が立てる計画に対して答申を要望する訳なので、事業者だけでない文言も欲しいという事ですから、「目標を設定する」という文言は事業者向けの響きになります。

(青木委員)

「目標を設定し」は削除した方が良いと思います。また、例示を用いて、「再就職を希望する人や自営業、農業者」のように具体的なイメージできるように「自営業、農業者等、あらゆる分野で」としてはどうですか。働くといっても企業で働くだけではなく、農業、個人事業主、ボランティア、自治会等もあります。

(土屋副会長)

(2) のように(例〇〇等)にしたほうがそろって良いと思います。

(沼山委員)

支援の内容とは具体的に何の支援なのですか。能力を生かす場

面のない女性対して場の支援なのか、能力開発に対して支援なのか、具体例を掲載したほうが良いと思います。

（北川会長）

あらゆる分野で具体的に記載するか、支援の内容を具体的に記載するかどちらかになります。皆さんどうしますか。

（青木委員）

「保育や能力開発の支援」は入れたら良いと思います。この分を見てぱっと分からないので、「分野」に対しても「支援」に対しても両方記載したほうが良いと思います。

（廣田委員）

初め、具体的でないなと思ったのですが、あえて例示をしない事で、「分野」や「支援の内容」も狭まらず、(4)(5)は大きく捕らえたのだと理解しました。

（事務局）

男女共同参画プランで、「女性活躍の支援」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」など盛り込んでいるのでいます。推進計画は、次期男女共同参画プランと一体型の計画になります。「女性活躍の支援」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」の施策は必ず入る施策です。企業に関しての施策を盛り込む必要があるので、今回はそちらを重点的に建議に盛り込んでいただきたい。

（鈴木委員）

建議を出した時に、具体的にイメージが出来ず、なにも答えられないという部分はどうかと思います。

（北川会長）

建議を提出することによって、これを元にして具体的な計画を作っていただくことになる訳です。限定してしまうとそれに特化したものになりますが、このように大きくしておけば計画の中で具体的にできるかと思います。

（井田委員）

男女共同参画室主催で「女性のスキルアップ講座」などを開催していたと思います。「さらなる支援」というのはそういう事をやっているのだと思いますので、現状のままで良いと思います。

（土屋副会長）

市がどこへの支援かが分かりづらいです。

（井田委員）

(4)(5)は、原文のままでも良いと思います。

(青木委員)

この計画が「女性に職業生活における活躍の推進に関する法律」なので市民活動とかは男女共同参画プランに書かれていますますが、そこに書かれていなくて(1)から(3)に書かれていない行政がやらなくてはならない問題を書くとしたら、例えば「就職を希望しているがかなわない人への支援」です。

私は子育て支援の活動をしています、就業している人としていない人の比率がこの10年で75%対25%になり対比が反対になりました。昔は妊娠すると仕事を辞めたが、今は仕事を継続しています。仕事が継続できない人は、妊娠出産の中で健康的な課題を抱えた方とか、転勤族の方、本人やお子さんになんらかの課題を抱えている方です。そういう方が働き続けていない現状があります。第3次プランに書かれていないことで、ことについて触れるかどうかだと思います。そこまで取り上げると具体的すぎる気もしますが。

(宮前委員)

「教育機会の提供」「就業支援の斡旋」を例示で入れるかですね

(青木委員)

あと、「保育の拡充」「介護」を例示で入れるかですね。

(北川会長)

それでは最後の(5)についてです。先ほど意見が出ました「推進体制の整備」についてはどうしますか。

(押田委員)

「(6) 推進体制の整備」ではいかがですか。

(岡田委員)

2の文章の最後部分「次のような施策が重要です。」の後に「その推進体制の整備を図りたい。」はいかがですか。

(宮前委員)

「推進するためには」と「次のような施策が」の間に「推進体制の整備」と入れた方が文書はスムーズだと思います。

「推進体制を整備するとともに、次のような施策が重要です。」はいかがでしょう。

(北川会長)

施策を作っても推進体制が整っていないと出来ないと訳です。

(鈴木委員)

「推進体制」とは何をさしているのですか。

(北川会長)

協議会です。

「推進体制」をそこに入れるのはやはり違和感があります。

(土屋副会長)

推進体制は(1)から(5)の施策を推進するための体制という意味なので、項目のなかに加えるのは違う気がします。

(廣田委員)

(6)というよりも、最後に「これらの施策を確実に実行するため推進体制を整備して欲しい」としたほうが良いと思います。

(鈴木委員)

「これらの施策に基づき策定された計画」ではないですか。

(矢内委員)

(4)に「女性活躍推進のために市民に対する」と入っていますが、リード文でも触れているのであえて入れなくても良いと思います。

(北川会長)

「女性活躍推進のために市民に対する」を「市民に」としても良いと思います。

(井田委員)

(5)も市民に対してです。(4)ばかりが膨らんでくるのはどうかと思います。

(宮前委員)

(1)から(3)は企業に対してです。(4)を市民としてクローズアップさせたいということで「市民に」を議論の中で加えたはずです。

(土屋副会長)

(5)にも加えても良いと思います。しかし、(4)(5)は、企業に対しての啓発という意味もあると思います。

(青木委員)

例示があるので、市民に対してということは読み取れると思います。「市民に」を削除しても良いと思います。

(北川会長)

それでは、一旦整理した物を事務局読み上げて下さい。

(事務局)

－文章読み上げ－

(北川会長)

ありがとうございます。

皆さま、いかがですか。建議書の基本は本日の議論をおこなった内容としたいと思いますが、もう少し、検討が必要かもしれません。また、言い回し等は会長、副会長、事務局にお任せをいただきたいと思います。長時間、ありがとうございました。

事務局から今後の日程等の説明をお願いします。

(事務局)

長時間にわたりご審議をありがとうございました。

本日、ほぼ建議書(案)が決まりましたので、細かな言い回し等は会長、副会長、事務局とで修正をさせていただきたいと思います。次回の審議会で、建議書(案)最終確認をしていただき、その後、市長へ建議書を提出していただきたいと思います。

なお、第3回男女共同参画審議会は、平成30年1月19日(金)午後3時からを予定していますので、皆さま、よろしく願います。

本日は、長時間ありがとうございました。

(北川会長)

以上をもちまして、第2回男女共同参画審議会を終了します。